MUAMグローバル・ケイマン・トラストー

新興国高利回り社債ファンド 米ドル建 新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託/追加型

(愛称:グローイング・ギャラクシー)

運用報告書(全体版)

作成対象期間第4期

(自 2015年11月 1 日) 至 2016年10月31日)

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、MUAMグローバル・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」といいます。)のサブ・ファンドである新興国高利回り社債ファンド 米ドル建および新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ(以下、個別にまたは総称して「サブ・ファンド」といいます。)は、このたび、第4期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託			
信託期間	サブ・ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、 2022年10月31日に終了します。 償還金の支払いについては、償還日以降、相応の日数がかかることがあります。			
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンドAのクラスF (USD) またはピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンドBのクラスF (AUD) への投資を通じて、エマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する企業の米ドル建ての高利回り債券(以下「新興国高利回り社債」という。)に主として投資することにより、安定した利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指すことです。			
主要投資対象	サブ・ファンド ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンドAのクラスF (USD) たはピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイルド・コーポレート・ボンド・ファンドBのクラスF (AUD 受益証券			
	フィーダー・ファンド	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド (M)		
	マスター・ファンド	米ドル建ての新興国の高利回り社債およびその派生商品等		
ファンドの運用方法	 米ドル建ての新興国の高利回り社債を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。 ・主として外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行います。 ・投資する米ドル建ての新興国の高利回り社債は、原則として取得時においてCCC格相当以上の格付けを取得しているものに限ります。 新興国高利回り社債ファンド 米ドル建は実質的な為替変動リスクがないため、為替ヘッジを行いません。 新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジは、米ドル売り・豪ドル買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 			
主な投資制限	サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりです。 (イ) サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとします。 (ロ) サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うものではありません。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではありません。 (ハ) 管理会社の運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはなりません。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されません。 (注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。			

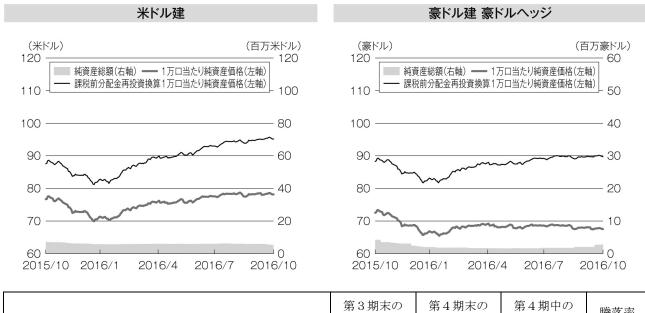
(二) サブ・ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対し その純資産の15%を超えて投資を行いません。ただし、日本証券業協会が定める外国投 資信託受益証券の選別基準(随時改訂または修正されることがあります。) (外国証券 の取引に関する規則第16条)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取ら れている場合はこの限りではありません。 (注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができ ます。 (ホ) 投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、日 本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号(改正済))第2条第1項に規定される「有 価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および 追加を行いません。 (へ) 管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、ま たはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取 引は、すべて禁止されます。 サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払 またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を 超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はありません。 しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから 合理的な期間内にサブ・ファンドに適用される制限を遵守するために合理的に可能な措置を 講じるものとします。 分配方針 管理会社は、その裁量により、毎月13日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)に、純投 資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することがで きます。 分配は、分配宣言(同日を含みます。)から5営業日以内に受益者(日本においては、日本 における販売会社)に対して行われます。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■当期の1万口当たり純資産価格等の推移について

- *騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
- *1口当たり分配金合計額は、税引前の1口当たり分配金の合計額を記載しています。以下同じです。
- *会計期末の純資産総額については、費用・現金等に係る一定の調整がなされた財務書類上の数値を記載しているため、各月末の営業 日の数値と異なる場合があります。以下同じです。
- *課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- *課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格は、1万口当たり当初発行価格(米ドル建は100米ドル、豪ドル建豪ドルヘッジは 100豪ドル)を起点として計算しています。
- *サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。



		第3期末の 1口当たりの 純資産価格	第4期末の 1口当たりの 純資産価格	第4期中の 1口当たり 分配金合計額	騰落率 (%)
米ドル建 (米ド)	ル)	0. 007667	0. 007815	0. 00048	8. 64
豪ドル建 豪ドルヘッジ (豪ド)	ル)	0. 007252	0.006754	0. 00060	1. 67

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

(プラス要因)

新興国高利回り社債市況が上昇したことや債券利子収入を獲得したこと等が基準価額の上昇要因となりました。

■分配金について

当期(2015年11月1日~2016年10月31日)の1万口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1万口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1万口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<米ドル建>

(金額:米ドル)

分配落日	1万口当たり 純資産価格 ^(注1)	1万口当たり分配金額 (対1万口当たり純資産 価格比率 ^(注2))	分配金を含む1万口当たり 純資産価格の変動額 ^(注3)
2015年11月13日	76. 24	0. 40 (0. 52%)	1. 27
2015年12月14日	72. 48	0. 40 (0. 55%)	- 3. 36
2016年1月13日	71. 59	0. 40 (0. 56%)	-0.49
2016年2月16日	70. 26	0. 40 (0. 57%)	-0.93
2016年3月14日	73. 64	0. 40 (0. 54%)	3. 78
2016年4月13日	75. 00	0. 40 (0. 53%)	1.76
2016年5月13日	75. 59	0. 40 (0. 53%)	0.99
2016年6月13日	75. 79	0. 40 (0. 53%)	0.60
2016年7月13日	77. 37	0. 40 (0. 51%)	1.98
2016年8月16日	78. 17	0. 40 (0. 51%)	1. 20
2016年9月13日	77. 72	0. 40 (0. 51%)	-0.05
2016年10月13日	78. 00	0. 40 (0. 51%)	0. 68

- (注1) 当該分配落日が評価日でない場合には、当該分配落日の直後の評価日における1万口当たり純資産価格とします。下記(注2) から(注4) を含め、以下本「分配金について」において同様とします。
- (注2) 「対1万口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、サブ・ファンドの収益率 とは異なる点にご留意ください。
 - 対1万口当たり純資産価格比率 (%) =100×a/b
 - a = 当該分配落日における1万口当たり分配金額
 - b=当該分配落日における1万口当たり純資産価格+当該分配落日における1万口当たり分配金額以下同じです。
- (注3) 「分配金を含む 1 万口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。 分配金を含む 1 万口当たり純資産価格の変動額 = b - c
 - b=当該分配落日における1万口当たり純資産価格+当該分配落日における1万口当たり分配金額
 - c=当該分配落日の直前の分配落日における1万口当たり純資産価格

以下同じです。

(注4) 2015年11月13日の直前の分配落日(2015年10月13日)における1万口当たり純資産価格は、75.37米ドルでした。

(金額:豪ドル)

			(亚联·外1/1/
分配落日	1万口当たり純資産価格	1万口当たり分配金額 (対1万口当たり純資産 価格比率)	分配金を含む1万口当たり 純資産価格の変動額
2015年11月13日	72. 00	0. 50 (0. 69%)	1.06
2015年12月14日	68. 41	0. 50 (0. 73%)	-3.09
2016年1月13日	67. 32	0. 50 (0. 74%)	-0.59
2016年2月16日	65. 50	0. 50 (0. 76%)	-1.32
2016年3月14日	67. 97	0. 50 (0. 73%)	2. 97
2016年4月13日	68. 55	0. 50 (0. 72%)	1.08
2016年5月13日	68. 35	0. 50 (0. 73%)	0.30
2016年6月13日	67. 96	0. 50 (0. 73%)	0. 11
2016年7月13日	68. 60	0. 50 (0. 72%)	1. 14
2016年8月16日	68. 70	0. 50 (0. 72%)	0.60
2016年9月13日	67. 76	0. 50 (0. 73%)	-0.44
2016年10月13日	67. 52	0. 50 (0. 74%)	0. 26

⁽注) 2015年11月13日の直前の分配落日 (2015年10月13日) における1万口当たり純資産価格は、71.44豪ドルでした。

■投資環境について

当期は、米国の利上げ観測が後退する局面が見られたことや原油価格が底堅く推移したことを背景に市場心理が改善したこと等が影響し、新興国高利回り社債市況は上昇しました。

■ポートフォリオについて

<各サブ・ファンド>

●ピムコ社の運用する外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債を高位に 組み入れた運用を行いました。当期は、管理報酬等のコストがマイナスに影響したものの、新興国 高利回り社債市況が上昇したことや債券利子収入を獲得したこと等がプラスに寄与したことから、 基準価額は上昇しました。

<ピ Δ コ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンドA-クラスF (USD) >

- ●基準価額は、当作成期首に比べ上昇しました。
- ◎国別・セクター配分戦略
 - ●国別配分に関しては、外貨準備や経常収支といったファンダメンタルズ面で相対的に優位との判断から、ブラジルやロシア等に対して重点投資しました。セクター配分では、政府支援が期待でき、国の成長の恩恵を享受できると考える、石油・ガスや大手金融機関等を中心に投資しました。一方、対外資金への依存度が高く外部環境からの影響を受けやすいと思われるハンガリー等に対して消極姿勢としました。
 - ●上記の運用を行った結果、新興国高利回り社債市況が上昇したことや債券利子収入を獲得したことに加え、保有していたブラジルの金融機関銘柄が上昇したこと等が、基準価額にプラスに寄与しました。

<ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンドB-クラスF(AUD)>

- ●基準価額は、当作成期首に比べ上昇しました。
- ●保有外貨建て資産に対しては、米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジを行いました。
- ◎為替ヘッジによるプレミアム (金利差相当分の収益)
 - ●豪ドルの短期金利は米ドルの短期金利に対して高位で推移したため、これら2通貨間の短期金利 差を背景とした為替ヘッジによるプレミアムは基準価額に対する上昇要因となりました。
- ◎国別・セクター配分戦略
 - ●国別配分に関しては、外貨準備や経常収支といったファンダメンタルズ面で相対的に優位との判断から、ブラジルやロシア等に対して重点投資しました。セクター配分では、政府支援が期待でき、国の成長の恩恵を享受できると考える、石油・ガスや大手金融機関等を中心に投資しました。一方、対外資金への依存度が高く外部環境からの影響を受けやすいと思われるハンガリー等に対して消極姿勢としました。
 - ●上記の運用を行った結果、新興国高利回り社債市況が上昇したことや債券利子収入を獲得したことに加え、保有していたブラジルの金融機関銘柄が上昇したこと等が、基準価額にプラスに寄与しました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ.ファンドの経理状況(3)投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

<各サブ・ファンド>

●引き続き、外国投資信託への投資を通じて米ドル建ての新興国の高利回り社債を高位に組み入れた 運用を行うとともに、豪ドル建豪ドルヘッジについては、米ドル売り・豪ドル買いの為替ヘッジ を行い、為替変動リスクの低減を図ります。

<各フィーダー・ファンド>

(運用環境の見通し)

●グローバル経済に対する影響が大きいと考えている主要中央銀行の金融政策、コモディティ、中国という3つの大きな要素は概ね落ち着いた状態にあると見ていることから、2017年の新興国の経済成長は2016年を上回ると予想しています。多くの新興国ではコモディティ価格や為替市況の安定などを背景に外部環境は改善していると見ています。また、インフレ率がピークに達した可能性が高いことから中央銀行には金融緩和の余地が生じていると見ていること、一部の国では構造改革の進展も見られることなどから、内部環境も改善し経済成長を後押ししていると考えています。加えて、新興国の中で景気回復が遅れていたブラジルやロシアについても緩やかな景気回復に転じる公算が大きいと見ており、新興国市場全体に対する市場心理の改善にもプラスに働くと考えます。

(今後の運用方針)

- ●投資対象国の財政状況や対外収支状況などファンダメンタルズの分析を重視し、国別選択により重点を置いた運用を行います。ファンダメンタルズが良好な国の中では、国の成長にとって重要で政府による支援が得られやすい産業や国際的に競争力のある企業に注目します。
- ●具体的には、安定した収益構造や低い債務比率、厚い資本基盤などを有すると考えるブラジルの大手金融機関などを中心に組み入れを行います。一方、対外資金への依存度が高く外部環境からの影響を受けやすいと思われるハンガリー等について消極姿勢とします。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要			
管理報酬 (副管理報酬を含みます。)	サブ・ファンドの純資産総額の年率0.04%		管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。	
受託報酬	サブ・ファンドの純資産総額の年 (ただし、最低報酬額は、年間10 とします。)	1 / -	受託報酬は、信託証書に定める受託会社としての受託業務の対価として、受託会社に支払われます。	
管理事務代行報酬兼 名義書換事務代行報酬	管理事務代行報酬兼名義書換事務して、サブ・ファンドの純資産総以下の年率の報酬(ただし、最低月間3,750米ドルとします。)。新興国高利回り社債ファンド米ドル建/豪ドル建豪ドル建家ドルへッジの純資産 5億米ドル/豪ドルまでの部分 5億米ドル/豪ドルを超え 10億米ドル/豪ドルを超える部分	額に対して 報酬額は、	管理事務代行報酬および名義書換事務代行報 酬は、信託証書に定める管理事務代行会社兼 名義書換事務代行会社としての業務の対価と して、管理事務代行会社に支払われます。	
投資運用報酬 (副投資運用報酬を含みます。)	サブ・ファンドの純資産総額の年率1.07% (このうち年率0.725%以内が副投資運用報酬 として副投資運用会社に支払われます。)		投資運用報酬は、関連するサブ・ファンドのポートフォリオの投資運用、資産の投資および再投資の管理業務等の対価として、投資運用会社に支払われます。 副投資運用報酬は、投資運用会社に提供する投資運用業務の対価として、副投資運用会社に支払われます。	
販売報酬	サブ・ファンドの純資産総額の年率0.55%		販売報酬は、投資者からの申込または買戻請 求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価とし て販売会社に支払われます。	
代行協会員報酬	サブ・ファンドの純資産総額の年率0.05%		代行協会員報酬は、ファンド証券の純資産価格の公表を行い、また、目論見書および運用報告書等を販売会社へ送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。	
その他の費用(当期)	米ドル建	2. 33%	専門家報酬、印刷費用、設立費用、保管報	
豪ドル建 豪ドルヘッジ 4.39%		酬、登録費用およびその他の費用		

⁽注) 各報酬については、目論見書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用(当期)」には、運用状況等により変動するものや実費となるものが含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第3会計年度中の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

<米ドル建>

	純資産総額		1口当たり純資	資産価格
	米ドル	千円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成25年10月末日)	49, 444, 645. 37	5, 565, 489	0. 009433	1. 0618
第2会計年度末 (平成26年10月末日)	17, 024, 573. 57	1, 916, 286	0. 009066	1. 0205
第3会計年度末 (平成27年10月末日)	7, 201, 090. 43	810, 555	0. 007667	0.8630
第4会計年度末 (平成28年10月末日)	5, 554, 142. 25	625, 174	0. 007815	0.8797
平成27年11月末日	6, 921, 201. 74	779, 050	0. 007579	0.8531
12月末日	6, 185, 458. 58	696, 235	0. 007283	0.8198
平成28年1月末日	5, 894, 509. 10	663, 486	0. 007134	0.8030
2月末日	5, 756, 012. 57	647, 897	0. 007150	0.8048
3月末日	5, 965, 480. 14	671, 474	0. 007455	0.8391
4月末日	6, 067, 294. 93	682, 935	0. 007602	0.8557
5月末日	5, 995, 730. 96	674, 879	0. 007567	0.8517
6月末日	5, 972, 894. 47	672, 309	0. 007639	0.8598
7月末日	6, 131, 769. 60	690, 192	0. 007754	0.8728
8月末日	6, 028, 735. 64	678, 594	0. 007824	0.8807
9月末日	6, 001, 041. 99	675, 477	0. 007818	0.8800
10月末日	5, 554, 142. 25	625, 174	0.007815	0.8797

- (注1) 別途定める場合を除き、米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、平成29年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=112.56円および1豪ドル=86.37円によります。以下同じです
- (注2) 会計期末の純資産総額については、費用・現金等に係る一定の調整がなされた財務書類上の数値を記載しているため、各月末の営業日の数値と異なる場合があります。以下同じです。
- (注3) 各月末日の数値は、販売および買戻目的のため計算されたものです。そのため、中間計算期間末の純資産総額 および一口当たり純資産価格は、中間財務書類中の数値とは一致しないことがあります。以下同じです。

<豪ドル建豪ドルヘッジ>

	純資産総額		1口当たり純賞	資産価格
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第1会計年度末 (平成25年10月末日)	18, 211, 639. 65	1, 572, 939	0. 009447	0.8159
第2会計年度末 (平成26年10月末日)	7, 673, 755. 58	662, 782	0. 008869	0.7660
第3会計年度末 (平成27年10月末日)	4, 229, 475. 65	365, 300	0. 007252	0. 6264
第4会計年度末 (平成28年10月末日)	2, 943, 088. 37	254, 195	0. 006754	0. 5833
平成27年11月末日	3, 335, 041. 38	288, 048	0. 007145	0. 6171
12月末日	2, 432, 473. 13	210, 093	0.006864	0. 5928
平成28年1月末日	2, 048, 338. 37	176, 915	0.006688	0. 5776
2月末日	1, 854, 177. 18	160, 145	0. 006655	0. 5748
3月末日	1, 700, 237. 52	146, 850	0. 006848	0. 5915
4月末日	1, 715, 729. 35	148, 188	0. 006911	0. 5969
5月末日	1, 652, 693. 08	142, 743	0. 006818	0. 5889
6月末日	1, 652, 937. 13	142, 764	0. 006824	0. 5894
7月末日	1, 774, 191. 00	153, 237	0. 006860	0. 5925
8月末日	1, 773, 528. 54	153, 180	0. 006857	0. 5922
9月末日	2, 078, 574. 66	179, 526	0. 006795	0. 5869
10月末日	2, 943, 088. 37	254, 195	0. 006754	0. 5833

⁽注)上記に記載された各月末日の数値は、販売および買戻目的のため計算されたものである。そのため、中間計算期間末の純資産総額および一口当たり純資産価格は、中間財務書類中の数値とは一致しないことがある。

(2)分配の推移

下記期間中の1口当たりの分配の額は、以下のとおりです。

<米ドル建>

3. 第 批問	1口当たり分配金		
計算期間	米ドル	円	
第1会計年度 (平成25年3月8日~平成25年10月31日)	0. 00020	0. 0225	
第2会計年度 (平成25年11月1日~平成26年10月末日)	0. 00048	0. 0540	
第3会計年度 (平成26年11月1日~平成27年10月末日)	0. 00048	0. 0540	
第4会計年度末 (平成27年11月1日~平成28年10月末日)	0. 00048	0. 0540	

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

⇒1.當 扣甲	1口当たり分配金		
計算期間	豪ドル	円	
第 1 会計年度 (平成25年 3 月 8 日~平成25年10月31日)	0.00030	0. 0259	
第2会計年度 (平成25年11月1日~平成26年10月末日)	0. 00072	0. 0622	
第3会計年度 (平成26年11月1日~平成27年10月末日)	0. 00067	0. 0579	
第4会計年度末 (平成27年11月1日~平成28年10月末日)	0.00060	0. 0518	

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

<米ドル建>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	7, 493, 112, 182	2, 251, 404, 928	5, 241, 707, 254
	(7, 493, 112, 182)	(2, 251, 404, 928)	(5, 241, 707, 254)
第2会計年度	154, 223, 018	3, 518, 015, 449	1, 877, 914, 823
	(154, 223, 018)	(3, 518, 015, 449)	(1, 877, 914, 823)
第3会計年度	206, 091, 176	1, 144, 776, 755	939, 229, 244
	(206, 091, 176)	(1, 144, 776, 755)	(939, 229, 244)
第4会計年度	78, 721, 727	307, 289, 772	710, 661, 199
	(78, 721, 727)	(307, 289, 772)	(710, 661, 199)

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	2, 394, 770, 403	467, 049, 360	1, 927, 721, 043
	(2, 394, 770, 403)	(467, 049, 360)	(1, 927, 721, 043)
第2会計年度	83, 207, 827	1, 145, 695, 407	865, 233, 463
	(83, 207, 827)	(1, 145, 695, 407)	(865, 233, 463)
第3会計年度	109, 448, 851	391, 445, 829	583, 236, 485
	(109, 448, 851)	(391, 445, 829)	(583, 236, 485)
第4会計年度	229, 695, 828	377, 161, 098	435, 771, 215
	(229, 695, 828)	(377, 161, 098)	(435, 771, 215)

⁽注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

⁽注2) 第1会計年度の販売口数は、当初募集期間に販売された販売口数を含みます。

Ⅲ. ファンドの経理状況

- (i) MUAMグローバル・ケイマン・トラストー新興国高利回り社債ファンド 米ドル建 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
 - a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
 - b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第 1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクー パース ケイマン諸島によって、国際監査基準に準拠した監査証明を受けている。本書に金融 商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係 る監査報告書が添付されている。
 - c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成29年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.56円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

独立監査人の報告書

MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである新興国高利回り社債ファンド 米ドル建の受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド御中

我々は、添付の、2016年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書ならびに同日に終了した年度の損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から成る注記で構成される、MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである新興国高利回り社債ファンド 米ドル建(以下「サブ・ファンド」という。)の財務書類(1頁乃至20頁(訳者注:原文どおり))について監査を実施した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、国際監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、我々が倫理規則を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うにあたって、事業体の財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、経営陣により採用された会計方針の適切性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類が、サブ・ファンドの2016年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務成績を、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島

2017年2月27日



Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the trustee of Emerging High Yield Corporate Bond Fund USD, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

We have audited the accompanying financial statements of Emerging High Yield Corporate Bond Fund USD (the "Sub-Trust") on pages 1 to 20, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at October 31, 2016, and the statements of operations and of changes in net assets, and the financial highlights for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

 $Price water house Coopers, 18\ Forum\ Lane, Camana\ Bay, P.O.\ Box\ 258, Grand\ Cayman,\ KY1-1104, Cayman\ Islands\ T:+1\ (345)\ 949\ 7000,\ F:+1\ (345)\ 949\ 7352,\ www.pwc.com/ky$



Independent Auditor's Report (Continued)

Pricewiterhouse Coopers

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the trustee of Emerging High Yield Corporate Bond Fund USD, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust as at October 31, 2016, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

February 27, 2017

① 貸借対照表

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト -新興国高利回り社債ファンド 米ドル建 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド) 資産負債計算書 2016年10月31日現在

(米ドルで表示)

	米ドル	千円
資産		
フィーダー・ファンドへの投資(取得原価:5,993,672米ドル)	5, 545, 436	624, 194
現金	76, 199	8, 577
未収金:		
サブ・ファンド受益証券販売	339, 016	38, 160
投資有価証券売却	365, 227	41, 110
その他の資産	6, 325, 878	712, 041
資産合計		
負債		
未払金:		
投資有価証券購入	335, 626	37, 778
サブ・ファンド受益証券買戻し	364, 517	41, 030
未払専門家報酬	51, 869	5, 838
未払管理事務代行および名義書換代行報酬	6, 607	744
未払投資運用報酬	5, 431	611
未払受託報酬	3, 371	379
未払販売報酬	2, 791	314
未払保管報酬	791	89
未払代行協会員報酬	254	29
未払管理報酬	203	23
未払印刷費用	145	16
その他の負債	131	15
負債合計	771, 736	86, 867
純資産	5, 554, 142	625, 174
純資産		
米ドル建クラス	5, 554, 142	625, 174
発行済受益証券口数		
米ドル建クラス	710, 661, 199 🏻	
	米ドル	日本円
受益証券1口当たり純資産価格		
米ドル建クラス	0. 007815	1
添付の注記は、財務書類と不可分のものである。		

② 損益計算書

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト -新興国高利回り社債ファンド 米ドル建 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

損益計算書

2016年10月31日に終了した年度 (米ドルで表示)

	米ドル	千円
投資収益		
フィーダー・ファンドからの収益分配	676, 690	76, 168
費用		
投資運用報酬	65, 272	7, 347
専門家報酬	59, 800	6, 731
印刷費用	48, 030	5, 406
管理事務代行および名義書換代行報酬	44, 792	5, 042
販売報酬	33, 534	3, 775
設立費用	13, 796	1, 553
受託報酬	10, 670	1, 201
保管報酬	3, 161	356
代行協会員報酬	3, 048	343
管理報酬	2, 439	275
登録費用	2, 375	267
その他の費用	2, 422	273
費用合計	289, 339	32, 568
投資純利益	387, 351	43, 600
実現および未実現利益(損失):		
実現純利益(損失):		
フィーダー・ファンドの売却	(793, 656)	(89, 334)
実現純損失	(793, 656)	(89, 334)
未実現評価益(評価損)の純変動:		
フィーダー・ファンドへの投資	872, 332	98, 190
外貨換算および為替予約契約	(131)	(15)
未実現評価益の純変動	872, 201	98, 175
実現および未実現純利益	78, 545	8,841
運用による純資産の増加	465, 896	52, 441

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト ー新興国高利回り社債ファンド 米ドル建

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

純資産変動計算書

2016年10月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	米ドル	千円
運用による純資産の増加(減少)		
投資純利益	387, 351	43, 600
実現純損失	(793, 656)	(89, 334)
未実現評価益の純変動	872, 201	98, 175
運用による純資産の増加	465, 896	52, 441
受益者への分配	(390, 756)	(43, 983)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(1,722,088)	(193, 838)
純資産の純減少	(1, 646, 948)	(185, 380)
純資産		
期首	7, 201, 090	810, 555
期末	5, 554, 142	625, 174
	米ドル建クラス	
サブ・ファンド受益証券取引:		
受益証券		
発行	78, 721, 727 □	
買戻し	$(307, 289, 772) \square$	
受益証券口数の純変動	$(228, 568, 045)$ \square	
	米ドル	千円
金額		
発行	613, 310	69, 034
買戻し	(2, 335, 398)	(262, 872)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少額	(1, 722, 088)	(193, 838)

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト ー新興国高利回り社債ファンド 米ドル建

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

財務ハイライト

2016年10月31日に終了した年度 (米ドルで表示)

1口当たり特別情報:

	米ドル建クラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	0. 007667	1
投資純利益*	0.000479	0
投資による実現および未実現純利益	0.000149	0
運用による利益合計	0. 000628	0
受益者への分配	(0.000480)	(0)
期末1口当たり純資産価格	0.007815	1
トータル・リターン**	8.64 %	
平均純資産に対する比率:		
費用合計***	4.74 %	
投資純利益***	6.35 %	

^{*} 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

*** 比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2016年10月31日終了年度における発行済受益証券を指している。 個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

^{**} トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している。

MUAMグローバル・ケイマン・トラストー新興国高利回り社債ファンド 米ドル建 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

財務書類に対する注記 2016年10月31日現在

1. 組織

新興国高利回り社債ファンド 米ドル建(以下「サブ・ファンド」という。)は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の間で締結され、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)に基づき2013年1月18日付信託証書(随時補足または修正される。以下「信託証書」という。)に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2013年3月8日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂)に基づいて信託会社として業務を行う 免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドル(「以下「機能通貨」という。)である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁(以下「JFSA」という。)に登録されている。

現在、一つのクラスが投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、米ドル建の米ドルクラスが発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド(以下に定義する。)への投資を通じて、エマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する企業の米ドル建の高利回り確定利付債券(以下「新興国高利回り社債」という。)に主として投資することにより、インカム・ゲインの確保およびキャピタル・ゲインの獲得を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラストIVのシリーズ・トラストである、ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンドAのクラスF(USD)(以下「フィーダー・ファンド」という。)にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱UFJ投信株式会社(以下「投資運用会社」という。)である。

サブ・ファンドの副管理会社は、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ(以下 「副管理会社」という。)である。 サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド(以下「副投資運用会社」という。)である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2022年10月31日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2022年10月31日以前(または以後)に終了することがある。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2015年11月1日から、サブ・ファンドの会計年度末である2016年10月31日までの期間が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コデイフィケーション (ASC) 第946号「金融サービスー投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額(「以下「純資産価額」という。)は、各営業日に計算される(営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所(「以下「NYSE」という。)が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。)。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通

貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後(ただしNYSE終了前)に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ(例えば、取引情報、買呼値/売呼値の情報、ブローカー気配)が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却(例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。)された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定ーサブ・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1-公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格 が用いられる。
- ・レベル2-公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または 負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生す るもの)に観察可能なものが用いられる。

・レベル3-公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット (観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンド(M)(以下「マスター・ファンド」という。)およびフィーダー・ファンドのいずれかがレベル2のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および/または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル3に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル3投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

以下の表は、2016年10月31日現在の資産負債計算書に計上される金融商品を、評価ヒエラルキー内の見出しおよびレベル毎に表したものである。*

資産:	(未調整) 同一の投資対象 の活発な市場に おける公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル 3)	2016年10月31日 現在の公正価値
フィーダー・ファンドへの投資	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンドA-クラスF (USD)	_	5, 545, 436	_	5, 545, 436

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

サブ・ファンドは、期末時点において有価証券の各レベルとの間の振替を会計処理する。2016年10月31日に終了した年度中に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

2016年10月31日現在、レベル3として評価された有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

2016年10月31日に終了した年度中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却 手取額は、それぞれ1,283,868米ドルおよび2,984,285米ドルであった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月13日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。) (当該基準日とする。)に、投資純利益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能 な元本から分配を宣言することができる。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われるものとする。

2016年10月31日に終了した年度中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配

金額(米ドル)

米ドル建クラス

390, 756

(F) 外貨取引

保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為 替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨 ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有 価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算され る。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該 証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれて いる。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (以下「保管会社」という。) が保管する現金残高を含むことがある。

(H) 為替予約契約

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結することができる。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。先物外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の公正価値は変動する。為替予約契約は、価格提供機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約契約を締結することが認められている。クラス固有の外国為替契約から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2016年10月31日現在、未決済の為替予約契約はなかった。

3. 投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながらトータル・リターンの最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストIVの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産を投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の有価証券に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することもでき、また、直接為替ヘッジ取引を行うこともできる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(以下「PIMCO」という。)である。

マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス(CEMBI)ブロード・ノンインベストメント・グレード・サブインデックスである。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき

2005年10月31日付信託証書(随時修正される。)に従ってマルチ・シリーズ信託として設定されたオープン・エンド型のファンドであるピムコ・バミューダ・トラストIVのシリーズ・トラストである。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき1985年に組織された信託会社であり、受託会社(以下「受託会社」という。)として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも純資産の80%を米ドル建の新興国高利回り 社債またはかかる有価証券に関連するデリバティブに投資することを意図している。

投資先ファンドは、純資産の一部を、政府、政府機関または政府補助機関あるいはその他の政府 関係法人が発行したソブリン債に投資することができる。

投資先ファンドが投資することができる確定利付商品には以下が含まれる。政府、政府機関または政府支援企業が発行または保証した有価証券(以下「政府証券」という。)、転換証券、優先証券および企業のコマーシャル・ペーパーを含む、米国内外の発行体が発行した社債および準ソブリン債、モーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券、政府および企業により発行されたインフレ連動債、ハイブリッド証券または「インデックス」証券およびローン・パーティシペーションを含む仕組債、繰延ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティー、譲渡性預金証書、定期預金証書、銀行引受手形、レポ契約および逆レポ契約ならびに国際機関または超国家的機関による債務証書。

投資先ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは、通常、PIMCOの金利予測に基づき0年から8年となることが見込まれている。

投資先ファンドは、取得時においてS&PのCCC格、Moody'sのCaa格またはフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)あるいはその他の国際的に認められた統計格付機関(以下「NRSRO」という。)によるこれと同等以上の格付けを有するか、無格付けの場合、投資顧問会社がこれと同等の性格を有するものと判断した有価証券に投資する。投資先ファンドは、平均格付けがB-格以上となるようにする。

投資先ファンドは、単一銘柄または発行体に対して純資産の5%まで投資することができる。ただし、先進国の政府証券についてはこの上限は適用されない。

投資先ファンドは、キャッシュ・マネジメント目的で、S&PのBBB格またはMoody's のBaa格以上の格付けを有する資産に投資することができる。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する 監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、PIMCOの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。PIMCOの承認は、PIMCOの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬または販売報酬の対象となって いない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は 課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ

米国政府機関または政府支援企業

投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。 米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される 債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫(以下「G NMA」または「ジニー・メイ」という。)により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証 券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証 券については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行体の権利によ り支えられている。また、連邦住宅抵当公庫(以下「FNMA」または「ファニー・メイ」とい う。)等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量に より支えられている。また、その他の有価証券については政府補助機関の信用によってのみ支えら れている。米国政府証券にはゼロ・クーポン証券を含むことがあり、それは発生基準での利息の支 払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNM Aおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディ・マック」という。)が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、従来型の(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書(「PC」)を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCには米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結する。通常のレポ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務(担保)を保有する。すべてのレポ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会社か、トライ・パーティ・レポ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する

手数料を支払うことがある。

逆レポ契約

投資先ファンドは、逆レポ契約を締結する。逆レポ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。満期日の定めのない逆レポ契約においては、あらかじめ決められた買戻日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によって、いつでも終了することができる。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドは、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。これらのリスクを軽減するため、当該契約の条項に従って、現金および有価証券を担保として交換することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結する。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、契約の価格変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金(以下「変動証拠金」という。)が、投資先ファンドにより計上される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとはみなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、保有するまたは投資を行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却する。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益

として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却(コール)または購入(プット)が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドは、資産項目に含まれるプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実行する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである、金利スワップション契約を売却または購入する。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

投資先ファンドは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、 または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション (以下「先物オプション」という。)を売却または購入する。先物オプションとは、原資産が単一 の先物契約であるオプション契約のことである。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉される(以下「店頭取引スワップ」という。)か、中央決済機関またはデリバティブ清算機関として知られる第三者機関を通じて清算される(以下「集中清算の対象となるスワップ」という。)。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリアンスおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約

の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産/倒産に陥った場合には、求償することができる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場リスクおよび資産負債計算書で 認識される金額を上回る情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流 動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の 条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。

投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、当該スワップ契約に規定された、参照主体、参照債務または参照指数に不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者(プロテクションの買い手という。)による他方の当事者(プロテクションの売り手という。)に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、(i)スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または(ii)スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、(i)スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または(ii)スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。

社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。信用事由が発生し現金決済が選択されなかった場合、特定の参照債務に代えて、数種類の他の受渡可能債務によって

受渡が行われる。他の債務による受渡能力は、(信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も 安価な受渡可能債務を選択する権利である)最割安受渡方法の結果となることがある。投資先ファ ンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供(すなわち、参照債務に対して投資先ファン ドが保有するまたはさらされるリスクの軽減)、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に 対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、 ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資 先ファンドは確定利付債券を保有するため、金利上昇の局面においてこれらの債券の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。(i)プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、(ii)プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、(iii)決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、(iv)スワップ取引全体を満了日前の所定の日時にゼロ・コストで早期解約できる権利の対価として、買い手が前払金を支払うコーラブル金利スワップ、(v)金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの間のフォワードの差異(またはスプレッド)を固定することを認めるスプレッド・ロック、または(vi)異なるセグメントの短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベーシス・スワップ。

4. 受益証券

2016年10月31日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100% を表象し、単一の受益者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社により保有されている。 当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 申込み

サブ・ファンドの受益証券は、各取引日(すなわち営業日)において、関連する申込注文が管理 事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。当該 純資産価格の計算は、各評価日(すなわち、各営業日および/または管理会社が随時決定するその 他の日をいう。)に行われる。

純資産価額の3.0%(消費税その他の税金を含まない。)を上限とする申込手数料が純資産価額 に上乗せされるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が稼 得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後6時(日本時間) (以下「締切時刻」という。)までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

受託会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(B) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己の受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、該当する場合は、適 用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益 証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは1口以上1口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日(同日を除く)から4営業日目の日に行われる。

5. リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度のリスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(A) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。 サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および/または利息の支払、またその他義務を履行できない(または履行しようとしない)場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティーを含む様々な要因により決定される。投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティーが高くかつ流動性が低い市場への投資および/または個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格

がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

投資先ファンドが外貨、外貨建で取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) ハイ・イールド債務証券に投資するリスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、格付けの低い発行体の高利回り債務証券に主に投資しているため、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが大きくなる可能性がある。ハイ・イールド証券は、値上がり益およびより高い利回りに関する機会をより多くもたらす一方、通常、高格付の有価証券よりも大きな潜在的価格ボラティリティを伴い、また流動性が低いことがある。ハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元利金支払能力において圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券はまた、実際のまたは認識される経済状況および産業の競合状況が悪化すると、より高格付の有価証券よりも、その影響を受けやすいことがある。

(E) 新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの有価証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるか、またはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらすことがある。

(F) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および/または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な 投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性 リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクに さらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティ ブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。 投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失 を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるとい うものではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポー ジャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(G) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、逆レポ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡コミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(H) 空売りリスク

投資先ファンドの空売り(もしあれば)は特別なリスクにさらされる。空売りは、後日より低い価格で同一の有価証券を購入することを見込んで、投資先ファンドが所有していない有価証券を売却することを意味する。先渡コミットメントを通じてショート・ポジションを取ることができ、先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションをとることができる。有価証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇に第三者に支払われるプレミアムおよび利息を加えた額に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じさせる可能性があるというリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

(I) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになっている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略(レバレッジの利用を含む)の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略(レバレッジの利用を含む)の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドによる

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資 先ファンドおよび/またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび/またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)、米商品先物取引委員会(以下「CFTC」とい

う。)、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に服する。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査または処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知 の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

6. 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者(管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。)は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事していると みなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法 (改訂)におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に 基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、 当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米 国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類 の収益(配当および一定種類の受取利息を含む。)に対して米国の税金30%が課される。この税金は 通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会一会計基準編纂書740)は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。)時に「認定される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利得またはペナルティは認められない。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行および名義書換代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。)は、資産ベースの取引報酬(ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。)を受領する。かかる報酬は、サブ・ファンドにより計算され、毎月後払いされる。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、純資産に対して、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する。2016年10月31日に終了した年度中に管理事務代行会社および名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2016年10月31日現在における管理事務代行会社および名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2016年10月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%(ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。)の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.07%の報酬を受領する。かかる報酬は、 四半期毎に計算され、後払いされる。副投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率 0.725%を上限とする報酬を受領する。かかる報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四 半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に投資運用会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「販売会社」という。)は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.55%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に販売会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2016年10月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

9. 最近公表された会計基準

2015年11月1日に開始する会計年度に初めて発効する、サブ・ファンドに重大な影響を及ぼすと予想される既存の基準に対する基準、解釈または修正はない。

10. 後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2017年2月27日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2016年11月1日から2017年2月27日までに実施された受益証券発行金額は、119,319米ドルであり、買戻金額は379,076米ドルであった。同期間中における分配金額は、91,471米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

③ 投資有価証券明細表等

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト -新興国高利回り社債ファンド 米ドル建 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド) 投資有価証券明細表 2016年10月31日現在 (米ドルで表示)

	受益証券 口数	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
フィーダー・ファンドへの投資 - 99.8%			
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイ イールド・コーポレート・ボンド・ファンドA – クラス F (USD)	754, 481	99.8	5, 545, 436
フィーダー・ファンドへの投資合計 (取得原価:5,993,672米ドル)		99.8	5, 545, 436
負債を上回る現金およびその他の資産	-	0.2	8,706
純資産	_	100.0	5, 554, 142

2016年10月31日現在、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンド(M)(以下「マスター・ファンド」という。)の純資産の0.92%を所有していた。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する個別銘柄の公正価値のサブ・ファンドにおける持分割合がサブ・ファンドの純資産の5%を超過しているものは、以下のとおりである。

	- 公正価値の サブ・ファンドに			
銘柄	元本 (米ドル)	公正価値 (米ドル)	おける持分割合 (米ドル)	純資産比率 (%)
米国財務省債務証券				
0.000%-0.530%* due 02/16/2016- 04/30/2018	6, 573, 314	6, 573, 314	308, 232	5. 55

^{*} 米国財務省短期証券に対する利率は、満期日までの利回りを表している。

- (ii) MUAMグローバル・ケイマン・トラストー新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
 - a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
 - b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第 1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクー パース ケイマン諸島によって、国際監査基準に準拠した監査証明を受けている。本書に金融 商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係 る監査報告書が添付されている。
 - c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成29年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=86.37円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(訳文)

独立監査人の報告書

MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである新興国高利回り社債ファンド 豪ドル 豪ドルヘッジの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド御中

我々は、添付の、2016年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書ならびに同日に終了した年度の損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から成る注記で構成される、MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ(以下「サブ・ファンド」という。)の財務書類(1頁乃至20頁(訳者注:原文どおり))について監査を実施した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、国際監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、我々が倫理規則を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うにあたって、事業体の財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、経営陣により採用された会計方針の適切性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類が、サブ・ファンドの2016年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務成績を、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島 2017年2月27日



Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the trustee of Emerging High Yield Corporate Bond Fund AUD AUD-Hedged, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

We have audited the accompanying financial statements of Emerging High Yield Corporate Bond Fund AUD AUD-Hedged (the "Sub-Trust") on pages 1 to 20, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at October 31, 2016, and the statements of operations and of changes in net assets, and the financial highlights for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibilitu

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

 $Price water house Coopers, 18\ Forum\ Lane, Camana\ Bay, P.O.\ Box\ 258, Grand\ Cayman,\ KY1-1104, Cayman\ Islands\ T:+1\ (345)\ 949\ 7000,\ F:+1\ (345)\ 949\ 7352,\ www.pwc.com/ky$



Independent Auditor's Report (Continued)

Pricewiterhouse Coopers

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the trustee of Emerging High Yield Corporate Bond Fund AUD AUD-Hedged, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust as at October 31, 2016, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

February 27, 2017

① 貸借対照表

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト -新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド) 資産負債計算書 2016年10月31日現在

(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
資産		
フィーダー・ファンドへの投資(取得原価:2,965,583豪ドル)	2, 937, 282	253, 693
現金	95, 797	8, 274
未収金:		
サブ・ファンド受益証券販売	212, 428	18, 347
資産合計	3, 245, 507	280, 314
負債		
未払金:		
投資有価証券購入	210, 303	18, 164
未払専門家報酬	48, 664	4, 203
未払印刷費用	24, 567	2, 122
未払管理事務代行および名義書換代行報酬	9, 692	837
未払受託報酬	4, 372	378
未払投資運用報酬	2, 233	193
未払保管報酬	1, 190	103
未払販売報酬	1, 148	99
未払代行協会員報酬	104	9
未払管理報酬	83	7
その他の負債	63	5
負債合計	302, 419	26, 120
純資産	2, 943, 088	254, 195
純資産		
豪ドル建クラス	2, 943, 088	254, 195
発行済受益証券口数		
豪ドル建クラス	435, 771, 215 □	
		□★□
巫光紅光1□坐たり延次卒圧枚	豪ドル	日本円
受益証券1口当たり純資産価格	0.000754	4
豪ドル建クラス	0. 006754	1

② 損益計算書

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト -新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

損益計算書

2016年10月31日に終了した年度 (豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
投資収益		
フィーダー・ファンドからの収益分配	272, 123	23, 503
費用		
専門家報酬	59, 494	5, 138
管理事務代行および名義書換代行報酬	58, 535	5, 056
印刷費用	43, 637	3, 769
投資運用報酬	22, 798	1,969
受託報酬	14, 877	1, 285
設立費用	13, 632	1, 177
販売報酬	11,710	1,011
保管報酬	5, 839	504
登録費用	3, 240	280
代行協会員報酬	1,065	92
管理報酬	852	74
その他の費用	3, 254	281
費用合計	238, 933	20, 637
投資純利益	33, 190	2, 867
実現および未実現利益(損失):		
実現純利益(損失):		
フィーダー・ファンドの売却	(815, 521)	(70, 437)
実現純損失	(815, 521)	(70, 437)
未実現評価益(評価損)の純変動:		
フィーダー・ファンドへの投資	743, 653	64, 229
外貨換算および為替予約契約	(59)	(5)
未実現評価益の純変動	743, 594	64, 224
実現および未実現純損失	(71, 927)	(6, 212)
運用による純資産の減少	(38, 737)	(3, 346)

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト

-新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

純資産変動計算書

2016年10月31日に終了した年度

(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
運用による純資産の増加(減少)		
投資純利益	33, 190	2, 867
実現純損失	(815, 521)	(70, 437)
未実現評価益の純変動	743, 594	64, 224
運用による純資産の減少	(38, 737)	(3, 346)
受益者への分配	(181, 175)	(15, 648)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(1,066,476)	(92, 112)
純資産の純減少	(1, 286, 388)	(111, 105)
純資産		
期首	4, 229, 476	365, 300
期末	2, 943, 088	254, 195
	豪ドル建	
	<u> </u>	
サブ・ファンド受益証券取引:		
受益証券		
発行	229, 695, 828	
買戻し	(377, 161, 098)	
受益証券口数の純変動	(147, 465, 270)	
	豪ドル	千円
金額		
発行	1, 558, 707	134, 626
買戻し	(2, 625, 183)	(226, 737)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少額	(1, 066, 476)	(92, 112)

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト

-新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

財務ハイライト

2016年10月31日に終了した年度 (豪ドルで表示)

1口当たり特別情報:

	豪ドル建クラス		
	豪ドル	日本円	
期首1口当たり純資産価格	0. 007252	1	
投資純利益*	0. 000107	0	
投資による実現および未実現純損失	(0.000005)	(0)	
運用による利益合計	0.000102	0	
受益者への分配	(0.000600)	(0)	
期末1口当たり純資産価格	0. 006754	1	
トータル・リターン**	1.67 %		
平均純資産に対する比率:			
費用合計***	11.21 %		
投資純利益***	1.56 %		

^{*} 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

*** 比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2016年10月31日終了年度における発行済受益証券を指している。 個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

^{**} トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している。

MUAMグローバル・ケイマン・トラストー新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建豪ドルヘッジ

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

財務書類に対する注記 2016年10月31日

1. 組織

新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ(以下「サブ・ファンド」という。)は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の間で締結され、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)に基づき2013年1月18日付信託証書(随時補足または修正される。以下「信託証書」という。)に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2013年3月8日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、豪ドル(「以下「機能通貨」という。)である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁(以下「JFSA」という。)に登録されている。

現在、一つのクラスが投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、豪ドル建の豪ドルクラスが発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド(以下に定義する。)への投資を通じて、エマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する企業の米ドル建の高利回り確定利付債券(以下「新興国高利回り社債」という。)に主として投資することにより、インカム・ゲインの確保およびキャピタル・ゲインの獲得を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラストIVのシリーズ・トラストである、ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンドBのクラスF(AUD)(以下「フィーダー・ファンド」という。)にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱UFJ投信株式会社(以下「投資運用会社」という。)である。

サブ・ファンドの副管理会社は、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ(以下

「副管理会社」という。)である。

サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド(以下「副投資運用会社」という。)である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2022年10月31日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2022年10月31日以前(または以後)に終了することがある。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2015年11月1日から、サブ・ファンドの会計年度末である2016年10月31日までの年度が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コデイフィケーション (ASC) 第946号「金融サービスー投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額(「以下「純資産価額」という。)は、各営業日に計算される(営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所(「以下「NYSE」という。)が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。)。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通

貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後(ただしNYSE終了前)に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ(例えば、取引情報、買呼値/売呼値の情報、ブローカー気配)が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却(例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。)された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定ーサブ・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1-公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格 が用いられる。
- ・レベル2-公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または 負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生す るもの)に観察可能なものが用いられる。

・レベル3-公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット (観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンド(M)(以下「マスター・ファンド」という。)とフィーダー・ファンドのうちのいずれかがレベル2のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および/または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル3に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル3投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭(以下「OTC」という。)での相対取引が可能である。上場デリバティブ(例えば、先物契約および上場オプション契約)は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値ヒエラルキーのレベル1またはレベル2に分類される。

副投資運用会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なイン プット(取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値)を用いてOTCデリバ ティブ(為替予約契約を含む。)を評価する。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブ の価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なイン プットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティーの測定、期限前返済率および当該インプットの相関性が含まれる。一般的なフォワード、スワップおよびオプション等の店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価に、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、副投資運用会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下の表は、2016年10月31日現在の資産負債計算書に計上される金融商品を、評価ヒエラルキー内の見出しおよびレベル毎に表したものである。*

資産:	(未調整) 同一の投資対象 の活発な市場に おける公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル 3)	2016年10月31日 現在の公正価値
フィーダー・ファンドへの投資	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンドB-クラスF (AUD)	_	2, 937, 282	_	2, 937, 282
フィーダー・ファンドへの投資	_	2, 937, 282	_	2, 937, 282

^{*} 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

サブ・ファンドは、期末時点において有価証券の各レベルとの間の振替を会計処理する。2016年10月31日に終了した年度中に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

2016年10月31日現在、レベル3として評価された有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に決定される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

2016年10月31日に終了した年度中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却 手取額は、それぞれ1,815,244豪ドルおよび3,025,322豪ドルであった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換代行

報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月13日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。) (当該基準日とする。)に、投資純利益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能 な元本から分配を宣言することができる。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われるものとする。

2016年10月31日に終了した年度中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配

豪ドル建クラス 181,175

金額(豪ドル)

(F) 外貨取引

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、豪ドルである(豪ドル)。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (以下「保管会社」という。) が保管する現金残高を含むことがある。

(H) 為替予約契約

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結することができる。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。先物外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の公正価値は変動する。為替予約契約は、価格提供機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファン

ドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約契約を締結することが認められている。クラス固有の外国為替契約から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2016年10月31日現在、未決済の為替予約契約はなかった。

3. 投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながらトータル・リターンの最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストIVの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産を投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の有価証券に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することもでき、また、直接為替ヘッジ取引を行うこともできる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(以下「PIMCO」という。)である。

マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス(CEMBI)ブロード・ノンインベストメント・グレード・サブインデックスである。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき 2005年10月31日付信託証書(随時修正される。)に従ってマルチ・シリーズ信託として設定された オープン・エンド型のファンドであるピムコ・バミューダ・トラストIVのシリーズ・トラストである。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき1985年に組織された信託会社であり、受託会社(以下「受託会社」という。)として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも純資産の80%を新興国高利回り社債または かかる有価証券に関連するデリバティブに投資することを意図している。

投資先ファンドは、純資産の一部を、政府、政府機関または政府補助機関あるいはその他の政府 関係法人が発行したソブリン債に投資することができる。

投資先ファンドが投資することができる確定利付商品には以下のものが含まれる。政府、政府機関または政府支援企業が発行または保証した有価証券(以下「政府証券」という。)、転換証券、優先証券および企業のコマーシャル・ペーパーを含む、米国内外の発行体が発行した社債および準ソブリン債、モーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券、政府および企業により発行されたインフレ連動債、ハイブリッド証券または「インデックス」証券およびローン・パーティシペーションを含む仕組債、繰延ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティー、

譲渡性預金証書、定期預金証書、銀行引受手形、レポ契約および逆レポ契約ならびに国際機関また は超国家的機関による債務証書。

投資先ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは、通常、PIMCOの金利予測に基づき0年から8年となることが見込まれている。

投資先ファンドは、取得時においてS&PのCCC格、Moody'sのCaa格またはフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)あるいはその他の国際的に認められた統計格付機関(以下「NRSRO」という。)によるこれと同等以上の格付けを有するか、無格付けの場合、投資顧問会社がこれと同等の性格を有するものと判断した有価証券に投資する。投資先ファンドは、平均格付けがB-格以上となるようにする。

投資先ファンドは、単一銘柄または発行体に対して純資産の5%まで投資することができる。ただし、先進国の政府証券についてはこの上限は適用されない。

投資先ファンドは、キャッシュ・マネジメント目的で、S&PのBBB格またはMoody's のBaa格以上の格付けを有する資産に投資することができる。

フィーダー・ファンドは、米ドル売り・豪ドル買いによる損失リスク低減のために、豪ドル(以下「豪ドル」という。)の米ドルに対する変動の通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、90%から110%の間で豪ドルの通貨エクスポージャーをヘッジすることを目指す。ただし、フィーダー・ファンドが常にヘッジされること、またはPIMCOがヘッジの活用に成功する保証はない。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する 監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、PIMCOの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。PI MCOの承認は、PIMCOの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬または販売報酬の対象となって いない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は 課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ 米国政府機関または政府支援企業 投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。 米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される 債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫(以下「G NMA」または「ジニー・メイ」という。)により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証 券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証 券については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行体の権利によ り支えられている。また、連邦住宅抵当公庫(以下「FNMA」または「ファニー・メイ」とい う。)等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量に より支えられている。また、その他の有価証券については政府補助機関の信用によってのみ支えら れている。米国政府証券にはゼロ・クーポン証券を含むことがあり、それは発生基準での利息の支 払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNM Aおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディ・マック」という。)が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、従来型の(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書(「PC」)を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCには米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結する。通常のレポ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務(担保)を保有する。すべてのレポ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会社か、トライ・パーティ・レポ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

逆レポ契約

投資先ファンドは、逆レポ契約を締結する。逆レポ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。満期日の定めのない逆レポ契約においては、あらかじめ決められた買戻日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によって、いつでも終了することができる。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、また、前記のクラスヘッジ戦略に関連して、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。これらのリスクを軽減するため、当該契約の条項に従って、現金および有価証券を担保として交換することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結することができる。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、契約の価格変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金(以下「変動証拠金」という。)が、投資先ファンドにより計上される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとはみなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、保有するまたは投資を行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却する。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却(コール)または購入(プット)が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドは、資産項目に含まれるプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失と

して処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実行する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである、金利スワップション契約を売却または購入する。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

投資先ファンドは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、 または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション (以下「先物オプション」という。)を売却または購入する。先物オプションとは、原資産が単一 の先物契約であるオプション契約のことである。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉される(以下「店頭取引スワップ」という。)か、中央決済機関またはデリバティブ清算機関として知られる第三者機関を通じて清算される(以下「集中清算の対象となるスワップ」という。)。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリアンスおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産/倒産に陥った場合には、求償することができる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場リスクおよび資産負債計算書で 認識される金額を上回る情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流 動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の 条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。

投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、当該スワップ契約に規定された、参照主体、参照債務または参照指数に不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者(プロテクションの買い手という。)による他方の当事者(プロテクションの売り手という。)に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、(i)スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または(ii)スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、(i)スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または(ii)スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。

社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。信用事由が発生し現金決済が選択されなかった場合、特定の参照債務に代えて、数種類の他の受渡可能債務によって受渡が行われる。他の債務による受渡能力は、(信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である)最割安受渡方法の結果となることがある。投資先ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供(すなわち、参照債務に対して投資先ファンドが保有するまたはさらされるリスクの軽減)、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資 先ファンドは確定利付債券を保有するため、金利上昇の局面においてこれらの債券の価値が下落す る可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、 投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファン ドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を 伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。(i)プレミアムと引換えに、一方当事者が 他方当事者に特定の金利すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、(ii)プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、(iii)決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、(iv)スワップ取引全体を満了日前の所定の日時にゼロ・コストで早期解約できる権利の対価として、買い手が前払金を支払うコーラブル金利スワップ、(v)金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの間のフォワードの差異(またはスプレッド)を固定することを認めるスプレッド・ロック、または(vi)異なるセグメントの短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベーシス・スワップ。

4. 受益証券

2016年10月31日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100% を表象し、単一の受益者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社により保有されている。 当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 申込み

サブ・ファンドの受益証券は、各取引日(すなわち営業日)において、関連する申込注文が管理 事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。当該 純資産価格の計算は、各評価日(すなわち、各営業日および/または管理会社が随時決定するその 他の日をいう。)に行われる。

純資産価額の3.0%(消費税その他の税金を含まない。)を上限とする申込手数料が純資産価額 に上乗せされるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が稼 得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後6時(日本時間)(以下「締切時刻」という。)までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

受託会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(B) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己の受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、該当する場合は、適用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは1口以上1口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日(同日を除く)から4営業日目の日に行われる。

5. リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度のリスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(A) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。 サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および/または利息の支払、またその他義務を履行できない(または履行しようとしない)場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティーを含む様々な要因により決定される。投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティーが高くかつ流動性が低い市場への投資および/または個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

投資先ファンドが外貨、外貨建で取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) ハイ・イールド債務証券に投資するリスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、格付けの低い発行体の高利回り債務証券に主に投資しているため、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが大きくなる可能性がある。ハイ・イールド証券は、値上がり益およびより高い利回りに関する機会をより多くもたらす一方、通常、高格付の有価証券よりも大きな潜在的価格ボラティリティを伴い、また流動性が低いことがある。ハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元利金支払能力において圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券はまた、実際のまたは認識される経済状況および産業の競合状況が悪化すると、より高格付の有価証券よりも、その影響を受けやすいことがある。

(E) 新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの有価証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるか、またはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらすことがある。

(F) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および/または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な 投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性 リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクに さらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティ ブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。 投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失 を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるとい うものではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポー ジャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(G) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、逆レポ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡コミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(H) 空売りリスク

投資先ファンドの空売り(もしあれば)は特別なリスクにさらされる。空売りは、後日より低い価格で同一の有価証券を購入することを見込んで、投資先ファンドが所有していない有価証券を売却することを意味する。先渡コミットメントを通じてショート・ポジションを取ることができ、先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションをとることができる。有価証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇に第三者に支払われるプレミアムおよび利息を加えた額に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じさせる可能性があるというリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

(I) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになっている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略(レバレッジの利用を含む)の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略(レバレッジの利用を含む)の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドによる

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、 立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資 先ファンドおよび/またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよ び投資先ファンドおよび/またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およ びコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律ま たは規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、 証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米 国証券取引委員会(以下「SEC」という。)、米商品先物取引委員会(以下「CFTC」とい う。)、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場にお ける緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティ ブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展 および変更に服する。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内 外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明ら かではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査ま たは処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または 進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確

実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

6. 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者(管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。)は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法(改訂)におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益(配当および一定種類の受取利息を含む。)に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会一会計基準編纂書740)は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。)時に「認定される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利

得またはペナルティは認められない。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行および名義書換代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。)は、資産ベースの取引報酬(ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。)を受領する。かかる報酬は、サブ・ファンドにより計算され、毎月後払いされる。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、純資産に対して、5億豪ドルまでの部分について年率0.05%、5億豪ドル超10億豪ドルまでの部分について年率0.04%、10億豪ドル超の部分について年率0.03%を受領する。2016年10月31日に終了した年度中に管理事務代行会社および名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2016年10月31日現在における管理事務代行会社および名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2016年 10月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における保管会社 への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%(ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。)の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.07%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され、後払いされる。副投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価格額の年率0.725%を上限とする報酬を受領する。かかる報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に投資運用会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「販売会社」という。)は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.55%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。

2016年10月31日に終了した年度中に販売会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2016年10月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

9. 最近公表された会計基準

2015年11月1日に開始する会計年度に初めて発効する、サブ・ファンドに重大な影響を及ぼすと予想される既存の基準に対する基準、解釈または修正はない。

10. 後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2017年2月27日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2016年11月1日から2017年2月27日までに実施された受益証券発行金額は、961,686豪ドルであり、買戻金額は、536,538豪ドルであった。同期間中における分配金額は、69,935豪ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

③ 投資有価証券明細表等

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト -新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド) 投資有価証券明細表 2016年10月31日現在 (豪ドルで表示)

	受益証券 口数	純資産比率 (%)	評価額 (豪ドル)
フィーダー・ファンドへの投資 - 99.8%			
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイ イールド・コーポレート・ボンド・ファンドB-クラスF (AUD)	402, 919	99.8	2, 937, 282
フィーダー・ファンドへの投資合計 (取得原価:2,965,583 豪ドル)	_	99.8	2, 937, 282
現金およびその他の資産を上回る負債	_	0. 2	5, 806
純資産		100.0	2, 943, 088

2016年10月31日現在、サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンド(M)(以下「マスター・ファンド」という。)の純資産の0.32%を所有している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する個別銘柄の公正価値のサブ・ファンドにおける持分割合がサブ・ファンドの純資産の5%を超過しているものは、以下のとおりである。

	元本	公正価値	公正価値の サブ・ファンドに おける持分割合	純資産比率
銘柄	(米ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)	(%)
米国財務省債務証券				
0.000%* due 01/19/2017 - 03/16/2017	80, 212, 765	105, 411, 348	424, 693	14. 43

^{*} 米国財務省短期証券に対する利率は、満期日までの利回りを表している。

Ⅳ. お知らせ

該当事項はありません。